

農福連携事業の今後の事業展開について

1 主旨

令和 3 年度に開始した、粕谷 2 丁目の農園を事業拠点として取り組んでいる農福連携事業（以下「本事業」という。）については、令和 8 年度末に契約期間が満了となる。

令和 9 年度からの次期契約にあたり、これまでの本事業を総括するとともに、農地の保全及び障害者の就労促進を目的とした農園（以下「本農園」という。）の活用にとどまらず、より地域に開かれた農園を目指し、今後の事業展開の方向性を報告する。

2 これまでの取組み

(1) 障害者の従事を伴う農園の維持管理

本事業では、農園の維持管理業務に障害者を従事させることとしており、本農園の維持管理を行っている電通グループ農福連携コンソーシアムにおいて、現在 12 名の障害者が本農園管理の担い手として、除草、播種、栽培管理、収穫等の日常的な農作業に従事している。

(2) 障害者施設等農作業体験会の実施

区内障害者施設を対象に、農作業に親しみ、農業での就労を考えることを目的とした体験会を実施するとともに、近隣の小・中学校の特別支援学級向けの体験会を実施した。

・ 障害者施設向け体験会

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数	1 回	19 回	11 回	12 回	12 回
参加者数	16 人	延べ 167 人	延べ 97 人	延べ 107 人	延べ 119 人

・ 特別支援学級向け体験会

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数	1 回	5 回	4 回	5 回
参加者数	28 人	延べ 159 人	延べ 136 人	延べ 172 人

(3) 障害者施設の工賃向上の取組み

区内障害者施設と連携して、本農園で収穫した農作物を活用した加工品の開発を行い、当該施設に加工品作製の発注を行い、障害者施設の工賃向上に取り組んだ。

- ・ 商品化したもの：切干大根、ドライ玉ねぎ、ジャム（ニンジン、さつまいも）等
- ・ 施設への加工品発注件数：令和 5 年度 6 件、令和 6 年度 13 件、令和 7 年度 13 件



【収穫した農作物を加工したドライ玉ねぎ、にんじんジャム】



【オープンファームでの圃場説明】

(4) 地域との連携を進める取組み

①オープンファームの開催

地域住民や関係団体等を主な対象として、本事業のPR及び障害理解の促進を目的とした農園見学・体験イベント（本事業の紹介展示、農園めぐり及び収穫体験、マルシェ、土遊びスペース設置）を開催した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催数等	1回（10月）実施	2回（6月・11月）実施	2回（6月・11月）実施
来場者数	242人	計340人	計333人

②農作物・加工品の販売

本農園で収穫した農作物を飲食店に販売することや、その農作物を使って障害者施設で作製した加工品を地域のマーケットでの販売やマルシェ等での販売会を実施した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
販売先の飲食店数	7か所	9か所	20か所
マルシェ等の販売会	5回	2回	12回



【令和7年9月より実施しているマルシェ】



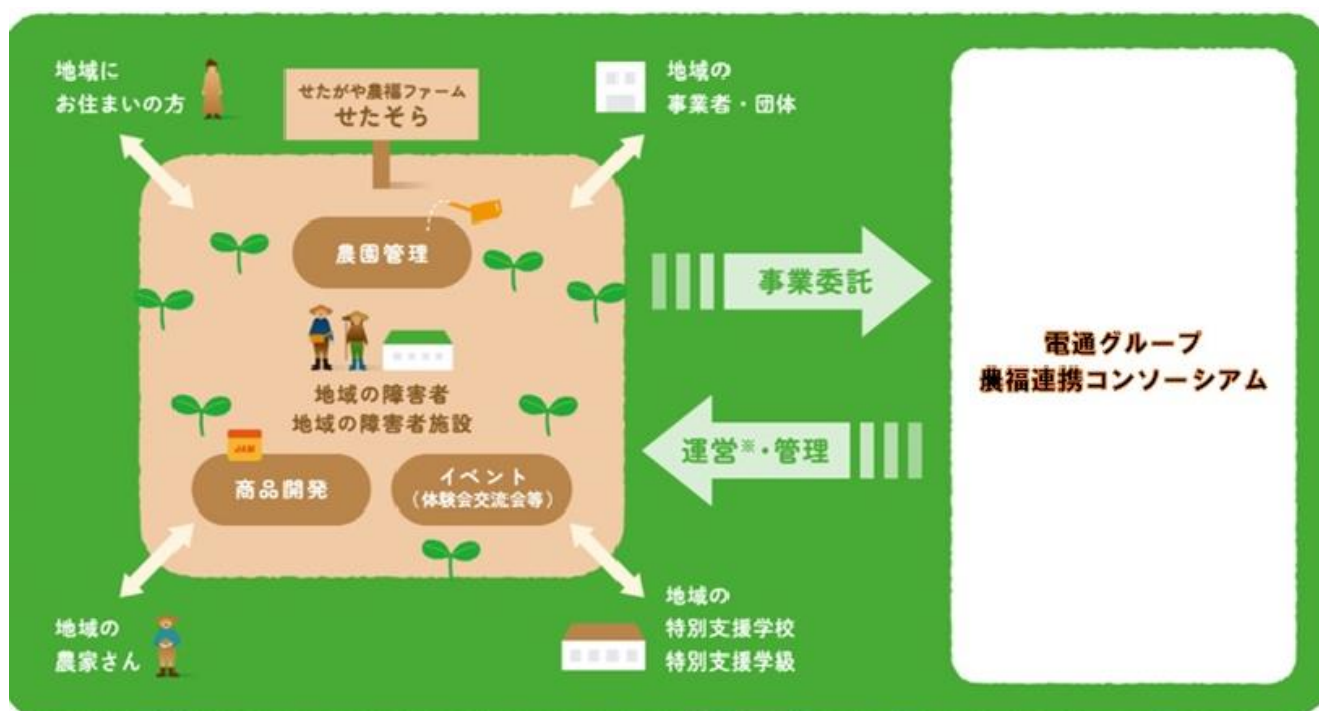
【試作のラベンダーティー】

③地域事業者による農作物の活用促進

本農園で収穫した農作物を地域の飲食店等に活用いただいた。

・活用事例：総菜パン、クラフトビール等

【農福連携事業イメージ図】



本事業では、電通総研(株)を幹事団体とした電通グループ農福連携コンソーシアムが、農園維持管理業務に従事するスタッフとして区内在住の障害者を雇用している。(令和4年度 5人、令和5年度 7人、令和6年度 10人、令和7年度 12人) ※農園維持管理業務では、障害者の従事を委託条件としているが、雇用形態は事業者の提案によるものである。

(5) 本農園の名称とロゴマークの作成

令和5年度に、区民及び本農園を利用する方に親しみをもってもらえるよう、本農園の名称及びロゴマークを作成した。

- ① 名 称：「世田谷農福ファーム せたそら」
- ② ロゴマーク：右図参照



(6) 本事業のPRの取組み

令和6年度にホームページ (<https://www.projects.dentsu.jp/djfarm/>) を開設し、事業等のPRを実施するとともに、本事業の認知度向上のため、区内外の農業イベント等においてPRを実施している。

3 検証・評価、今後の方向性等

(1) 検証

令和7年度までの取組みについて、以下のとおり令和3年度プロポーザル審査員であった外部委員による検証を実施した。

- 1) 第1回 令和7年9月2日(火) 午前9時30分～12時30分

評価・検証：埼玉県立大学 朝日 雅也名誉教授 ※令和3年度プロポーザル審査員
内 容：農福ファーム「せたそら」の現地視察とスタッフ、事業者との意見交換、区所管課との意見交換

2) 第2回 令和8年3月13日(金) 午前9時30分～11時30分

評価・検証：埼玉県立大学 朝日 雅也名誉教授

一般社団法人東京都農業会議 松澤 龍人事務局長

※いずれも令和3年度プロポーザル審査員

内 容：事業者の当初提案に対する評価と課題把握、次期に向けた方向性等の意見交換

(2) 評価等

本事業の目的として「担い手が不足する区内農地を、営農と障害者就労のノウハウを持つ民間事業者との連携により、障害者等が働く場として活用し、工賃の向上や障害者等の多様な働く場を拡大していくとともに、将来的にはユニバーサル就労の場を目指す農福連携事業を実施することで、区の農地保全及び障害者就労等の課題を解決していくこと」を掲げ、「2 これまでの取組み」に記載のとおり取組みを行ってきた。

外部委員からは、概ね着実に取組みを実施し、地域に根差した農福連携の農園として展開しつつあると評価された。一方で、継続的かつ安定的な本事業の運営、障害者施設の工賃向上及び区内農家への支援、より地域に開かれた農園のあり方について課題提起があった。このため、区は、以下の取組みを行っていく。

①継続的かつ安定的な本事業の運営

【課題】

本事業は農業、福祉及び地域連携といった複合的な要素から構成される事業であり、本農園については、土壌改良や農作物の栽培管理に関し、ノウハウの蓄積と継続的な対応が必要である。また、従事する障害者や体験会参加者の障害特性に応じた作業や支援に関するノウハウの蓄積に加え、地域の学校、障害者施設、飲食店等との連携体制や協力関係を構築し、更に継続していく必要がある。

【今後の方向性】

農業においては、土壌改良や農作物の栽培管理に関する作付計画及び収穫記録の作成、共有等を通じて、農作物の安定的な生産及び収穫が可能な体制の構築を図る。

障害者の就労支援においては、障害特性に応じた作業内容の整理・細分化を行い、支援方法の標準化を図ることで、安全かつ継続的に就労できる環境の整備を進め、受入れの充実及び体験機会を提供するとともに、障害者が望む働き方ができるよう支援していく。地域連携については、学校や障害者施設との農業体験を通じた交流の促進、飲食店や地域事業者との連携による販路の拡大など、多様な主体との関係構築を更に進める。また、今後「世田谷区農のみどり保全活用方針」に掲げる農のみどりの保全にあたっては、本事業における農業、福祉及び地域連携の取組みを参考に、教育・福祉農園としての活動プログラム等も検討していく。

②障害者施設の工賃向上及び区内農家への支援

【課題】

本事業では、区内の障害者施設に収穫した農産物のジャム等の加工品作業の発注を行っているが、加工品作業を受注する障害者施設が少ないことや、各施設で普段行っていない作業を受けることが難しいといった理由により発注先が特定の障害者施設となっている。

農地保全に資する取組みでは、本事業を通じて新たな農業の担い手を育成し、除草作業を受注する等、人手が必要な農家への支援を想定していたが、区内農家（限られた農地面積で、小規模な家族経営が多いなど）の実情から外部の労働力を受け入れる

農家は稀であり、都市部ならではの間接的な受託事業等の検討が必要である。

【今後の方向性】

これまでの発注実績を参考に、加工品作業の納期や価格の柔軟な対応、また、ハーブティーのパッケージ作業等を新たに設ける等、生活介護の施設を含めた作業の発注先を拡大していくことや、収益性や需要の高い農作物を育て、工賃向上を図る。

また、今後、益々高齢化する区内農家の作業負担軽減を図るため、他の農福連携事業での取組みのポット苗の栽培等も参考としながら、本農園で可能な農業支援の検討を進めていく。

③より地域に開かれた農園としてのあり方

【課題】

農林水産省の「農福連携等推進ビジョン（2024 改訂版）」では、障害者のみならず、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等、子どもから高齢者までの世代や障害の有無を超えた多様な者を対象として、農業体験活動を通じた参画の場を提供するユニバーサル農園の考えが示されている。本事業においても、インクルージョンの考え方の下、より地域に開かれた農園として取組みを進めていく必要がある。

【今後の方向性】

「せたそら（約2,500㎡）」に隣接する「区立粕谷2丁目ファミリー農園（約835㎡）」については、東京都の開設整備補助金との兼ね合いを見極めつつ、最終的にはすべてを農福連携事業地として運用することも視野に、段階的に農福連携的な団体利用を進めていく。

具体的には、令和8年3月のファミリー農園の利用者定期入れ替え（2年毎）に合わせ、全36区画のうち4区画について、地域の児童館の子育てサークルや中学校の園芸部が農作業体験を行い、本農園の従事者が当該区民農園の日常管理や農業技術面の支援を行うことで、交流の機会を設け、農作業の体験機会の提供及び障害理解の促進を図っている。さらに、順次、ユニバーサル農園として使用する区画を拡大し、令和12年2月以降の早期に、全面を農福連携事業地として運用する。

また、令和8年度より世田谷区保護司会との連携の下、更生保護対象者の「社会参加活動」（保護観察所が所管する社会性涵養プログラム）として農作業体験を行う予定である。今後は、関係機関等とも連携し、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等様々な方が参画できる、地域に開かれたユニバーサル農園を目指し、運営方法や具体的事業等を検討するとともに、本事業の効果等について普及するなど、更なる農福連携事業の推進に努める。

4 次期契約における事業者の選定

次期契約における事業者の選定については、本事業の透明性及び公平性を確保するとともに、事業者から今後の事業展開を踏まえた提案を広く求め、本事業の更なる充実及び持続的な発展を図る必要があることから、プロポーザルを実施する。

5 概算予算

令和9年度 農業指導、管理・計画、販売支援等 3,520千円【事業委託料】
（令和10～13年度については、同額程度を想定）

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年11月	次期プロポーザルの公告（停止条件付）
令和9年 2月	プロポーザル結果報告（区民生活常任委員会、福祉保健常任委員会併せ報告）
令和9年 4月	次期本事業の開始